

北上市告示甲第66号

北上市私立幼稚園給食費給付事業実施要綱（令和元年北上市告示甲第18号）の一部を次のように改正し、令和5年度分の給付金から適用する。

令和5年9月29日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前										改正後													
（給付金の額） 第5 給付金の額は、子ども1人当たり月額 <u>4,500円</u> を限度とする。 様式第3号（第10関係） [略]										（補助金の額） 第5 給付金の額は、子ども1人当たり月額 <u>4,700円</u> を限度とする。 様式第3号（第10関係） [略]													
	徴収月	月分			月分			月分				徴収月	月分			月分			月分				
	園児名	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,500円を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,500円を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,500円を比較し、少ない額 c	左記 cの 合計		園児名	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,700円を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,700円を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と4,700円を比較し、少ない額 c	左記 cの 合計
[略]											[略]												
[略]											[略]												
備考 改正部分は、下線の部分である。																							